

年度別職員の賠償責任請求監査実績
(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

実施 年度	監査対象	監査経緯	監査結果の概要	備考 (知事等の対応)
6 ・ 5 ・ 4	なし	—	—	
3	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	R3. 2. 26 監査請求受理 R3. 5. 17 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
2	なし	—	—	
元	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	R 元. 11. 8 監査請求受理 R 2. 2. 18 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
30	(H30. 1. 30 受理案件)	(事案2) H30. 4. 10 監査結果通知	公用車が職員の過失により損傷した事実が重大な過失によるものと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	監査結果どおり 賠償額補填
		(事案1) H30. 5. 25 監査結果通知	職員の賠償責任の有無については、協議を重ねたが監査委員の意見が一致せず、地方自治法第243条の2第9項の規定に基づく監査委員の合議が調わなかった。	損害賠償請求せず。
29	公用車の損傷に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額(事案1、2)	H30. 1. 30 監査請求受理 (事案1、2)	—	事案1、2は、知事からの請求書による。
28	現金亡失に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額	H28. 7. 12 監査請求受理 H28. 9. 30 監査結果通知 H28. 10. 11 一部訂正通知	資金前渡を受けた現金について、100円の亡失が発生した事実が確認された。これは、資金前渡受領者として、前渡資金の管理上過失があったためと認められ、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく賠償責任が成立するものと判断した。	関係者から損害額が補填され、賠償請求せず。
27	なし	—	—	